

関島社会保険労務士事務所便り

2022年
9・10月号

関島社会保険労務士事務所
 （ひがし東京中小企業者組合）
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP：http://www.srseki.info



雇用保険料 被保険者負担分 10月から 一般事業0.5% 建設業0.6%に

雇用保険料は、本年4月からと10月からの2段階で上げられます。
4月からの引上げでは、事業主負担分のみ0.05%引き上げで、被保険者負担分の引上げはありませんでした。

しかし、10月からは事業主負担分、被保険者負担分ともに、それぞれ賃金支払総額の0.2%引き上げられ、保険料率は0.4%の引上げになります。
給与計算での注意が必要です。

令和4年度 雇用保険料率						
(太字の部分が引上げ)						
	令和4年4月1日～同年9月30日			令和4年10月1日～令和5年3月31日		
事業の種類	被保険者	事業主	保険料率	被保険者	事業主	保険料率
一般の事業	0.30%	0.65%	0.95%	0.50%	0.85%	1.35%
建設の事業	0.40%	0.85%	1.25%	0.60%	1.05%	1.65%

最低賃金 東京は1072円に

8月23日、厚生労働省は、すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされたことを

発表しました。東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の内容は下表のとおりです。

地域別最低賃金							
	改定額	改定前	引上げ額		改定額	改定前	引上げ額
東京	1072円	1041円	31円	千葉	984円	953円	31円
埼玉	987円	956円	31円	神奈川	1071円	1040円	31円

※効力の発生時期は、いずれも10月1日

健康保険 新型コロナでの傷病手当金

医師の証明困難なときは 本人の「療養状況申立書」で可

◆傷病手当金とは

健康保険の傷病手当金とは、けがや病気を原因として3日間連続で働くことができない場合、4日目以降に手当を給付する制度です。働き手やその家族の生活を支える公的保障として知られていますが、新型コロナウイルスに感染して自宅療養となった場合にも、給付の対象になります。

8月23日、全国健康保険協会は、医師の記載が困難な場合、「療養状況申立書」を添付することで、傷病手当金が請求できるとする以下の通知を出しています。

なお、国民健康保険で給与の支払いを受けている方で、新型コロナで給与の支給を受けられなかった場合（自営業者除く）、傷病手当金が受けられることがあります。自治体にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

全国健康保険協会

【1】新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、下記に該当する方が申請できます。

- ・新型コロナウイルス「陽性」の被保険者
- ・新型コロナウイルス「陰性」で発熱等の症状がある被保険者

※以下の場合には傷病手当金の対象外です。

- ・被扶養者の方
- ・「陰性」で症状のない方
- ・濃厚接触者となったが症状がなく「陰性」の場合
- ・会社を休んでいる期間について、有給休暇等で給与が支給される場合

【2】医療機関・療養担当医師の証明について（傷病手当金申請書の4ページ目）

新型コロナウイルス感染症の場合は、医師の証明に代えて以下の記載をお願いします。（医師の証明を取得した場合は下記①②は不要です。）

①事業主証明欄（傷病手当金申請書の3ページ目）に、新型コロナウイルス感染症のため出勤できなかった旨の事業主証明の追加
（記載例：令和4年6月1日～令和4年6月7日まで新型コロナウイルスの療養のため欠勤したことに相違ありません。等）

②療養状況申立書

療養状況申立書、記入例は全国健康保険協会のホームページからダウンロードできます。

※審査の結果により、上記以外の書類等を確認させていただく場合があります。

協会けんぽの各様式はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽでは、すべての申請書について郵送で受付をしています。感染防止のため郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

雇用保険に入れてなかったパートの解雇

質問 雇用保険の被保険者にしていなかったパート従業員が酒臭かったため、作業場を巡回していた社長が、「酒臭いぞ、お前は首だ、すぐ帰れ」と怒鳴って解雇してしまいました。後日、本人から、解雇予告手当を支払うことと、雇用保険の離職票を要求してきました。どうしたらよいのでしょうか。

◆解雇には原則として解雇予告が必要

労基法第20条第1項では、使用者が労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前にその予告を行うか、それをしない場合は、30日以上平均賃金を支払わなければならないとしています。

ただし、労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合等はこのかぎりでないとしており、行政官庁(労基署)の認定を受けた場合、解雇予告及び予告手当は免れます。

◆労基署の解雇予告除外認定基準

労基署の解雇予告除外認定基準は次の内容になっています。

- ①極めて軽微なものを除き、事業場内での盗取、横領、障害等刑法犯に該当する行為
- ②賭博、風紀びん乱などによる職場規律を乱し、他の労働者に悪影響を与える行為
- ③雇入れ時の採用条件の要素となる経歴詐称
- ④他の会社に転職
- ⑤原則として2週間以上正当な理由なく欠勤し、出勤督促に応じない場合
- ⑥出勤不良又は出欠席常ならず、数回注意を受けても改めない場合

◆解雇の効力は

会社は解雇予告除外認定を受けていませんので即時解雇の効力は発生しません。

酒臭かったことの頻度等によりますが、懲戒解雇に該当するか否かは争いになります。

しかも、一般的に、解雇の意思表示は取り消すことができません。

30日後に解雇とするか、30日分の平均賃金を支払っての即時解雇かです。

ただし、労働者が同意した場合にかぎり解雇は取り消すことができます。

◆遡及して被保険者に、離職票の交付

雇用される労働者は、常用・パート等、名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上雇用見込みがある場合には、原則として雇用保険の被保険者となります

退職者から離職票を求められた場合、会社は離職者が雇用保険の被保険者資格を取得すべき離職者であった場合、2年以内の期間は遡及してでも被保険者として届出を行い、離職票を交付しなければなりません。



●中小企業デジタル化で1億円の不正判明

経済産業省は8月19日、「中小企業デジタル化応援隊事業」について、455件、計1億円相当の不正が判明したと発表した。デジタル化に取り組む中小企業がIT専門家からアドバイス等を受ける際の費用補助を実施したが、架空請求や水増し請求などが行われていた。約5,000万円は返還されたが、未返還分についても返還を求める。(8/20)

●実質賃金 6月は0.4%減で3カ月連続減

厚生労働省は8月5日、6月の毎月勤労統計調査(速報)を発表した。労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額(名目賃金)はボーナスの増加などで2.2%上昇したが物価変動を反映した実質賃金は、前年同月比0.4%減と3カ月連続で減少した。(8/6)

●雇用調整助成金 検査院が調査改善を要求

会計検査院による雇用調整助成金、休業支援金の20~21年度のデータの調査で、重複支給や不正受給などで新たに計3億1,719万円が不適切に支払われていたことがわかった。令和2年度決算検査報告でも不正対策強化が必要との指摘をしていたが、8月4日、厚生労働省に保有データの活用などによる調査手法の改善を求める異例の是正要求を出した。(8/5)

●特定技能外国人の運用方針見直しへ

政府は8月3日、特定技能制度による外国人の在留資格について、業種ごとに定めた受入れ上限人数の改定案をまとめた。新型コロナ禍で持ち帰り弁当や総菜の需要が強まったことを受け、飲食料品製造業の上限は現在の2.6倍に増やす一方、客数が減る外食業や宿泊は縮小させる。全業種合計の上限人数は据置きとする。

このほか、一部の業種で技能実習生が試験免除で特定技能の在留資格に円滑に移行できるようにする。近く閣議決定する見通し。(8/4)

●コロナ陽性証明の提出を求めないよう要請

後藤厚生労働大臣は、8月2日、従業員が新型コロナウイルスで欠勤したり職場復帰したりする際の検査結果の証明書の提出を求めないよう、経済団体に要請した。患者が健康状態をスマートフォンなどで入力する「My HER-SYS(マイハーシス)」では、療養証明書が画面上に表示されることから、同システムの活用を提案している。(8/3)

●1型糖尿病 障害年金不支給は違法

血糖値を下げるインスリンが分泌されない1型糖尿病の女性患者が、障害基礎年金を不支給とされたのは不当として国を訴えた訴訟の判決で、東京地裁は、不支給処分は違法だとして取り消し、障害等級2級相当額の支給を命じた。(7/27)

●男女の賃金差の公表義務化

7月8日、女性活躍促進法の省令が改正され、同日施行された。常時雇用の労働者が301人以上の企業を対象に、男女の賃金の差の公表が義務付けられる。施行後に終了する事業年度から適用されるため、2022年度の実績は来年4月以降に公表する。翌事業年度開始から概ね3カ月以内の公表が求められる。(7/9)



